

須崎福祉保健所管内(四万十町)南海トラフ地震時医療救護活動TL

*このTL(タイムライン)は、高知県南海トラフ地震被害想定(L1)に基づき、夏の12:00に発災したと仮定して作成した。ただし、勤務時間外に発生した場合(確率7割以上)、TLは大幅なタイムラグを生じる等、想定外の状況に陥るおそれが高い。

時間	四万十町						
	地域全体の想定・起こりうること	医療救護所(窪川)	医療救護所(大正・十和)	救護病院(窪川)・災害拠点病院兼救護病院(窪川)	無床診療所/薬局(休床中の有床診療所を含む)	消防署	四万十町(保健・医療・福祉担当部門)
発災～1h	【ライフラインの崩壊】 (復旧までの時間) ・電気(72時間～7日) ・ガス(プロパン:7日) ・上水道(1か月以上) ・下水道(1か月以上) ・電話(1週間以上) 【津波の到達】 沿岸部:20～30分 3～5m 興津の一部長期浸水 【主要道路】 興津線、志和線不通 興津・志和地区孤立 【火災】 火災発生	【四万十町医療救護計画に基づく活動】 ・指揮命令の確立・安全確保 ・被害状況の把握 (庁舎及び医療救護所設置予定場所等) 【医療救護所の設置準備】 ・活動拠点の確保 (トリアージエリア、動線の確保を含む) ・人員の確保 ・医療従事者等の確保 (救急救命士を含む) ・活動資機材の確保 ・通信手段の確保 ・その他患者受入の準備	【四万十町医療救護計画に基づく活動】 ※ 大正・十和では、各診療所が役割分担に基づき救護所機能を果たす。 ◆ 大正地区 :有床診療所 ・指揮命令の確立・安全確保 ・被害状況の把握(建物等) 【医療救護所の設置準備】 ・診療スペース・機能の確保(確認) (トリアージエリア、動線の確保を含む) ・人員の確保 ・活動資機材の確保 ・通信手段の確保 ・その他患者受入(入院含む)の準備 ◆ 十和地区 :無床診療所 ・診療機能の確保(確認) ・患者搬送体制(大正地区へ)の確保等 ⇒ 十和地区でのトリアージは限定的実施	【各病院のBCPに基づく活動】⇒ 院内災対本部の設置 ※ 救護病院は、以下の災害拠点病院の医療救護活動に準じて活動 ・指揮命令の確立・安全確保(職員への安全確保の指示) ・院内被害状況の把握 ①火災・建物被害(EVを含む)・危険物等、②入院患者・職員の安否並びに外来患者の状況、③ライフライン(電気、ガス、水道、通信等)、④診療提供能力状況(医療用ガス、医薬品等、レントゲン・CT、検査機器、医療機器、電子カルテ、PCシステム・サーバー等)、⑤その他 ・体制の構築(災対本部の設置):要員の招集、拠点の確保・整備等 ・活動方針の決定・指示:消火、救助、救出、診療継続の可否(退去の要否)等 ・バイタルサイン安定化の継続治療(患者の安全確保) 人工呼吸器装着患者、酸素療法患者、手術患者、人工透析患者等 ・院内の安全確保:危険物の撤去、危険箇所への立入防止等 ・ライフライン維持・復旧(設備・システムの稼働等) 自家発電装置の稼働(燃料の確保)、代替通信手段の確保、仮設トイレの設置、EVの復旧等 ・傷病者受入体制の整備(重症・中等症患者の受入は基本的に災害拠点病院) 要員の招集、トリアージ場所・各エリアの確保及び設営、患者搬送動線の設置、重症・中等症患者の待機スペースの確保、医薬品・資機材等の確保等	【各診療床等のBCPに基づく活動】 ※ 沿岸部の診療所(1)は津波避難 ・安全確保 ・被害状況の把握	【四万十町地域防災計画に基づく活動】 ・指揮命令の確認・安全確保 ・被害状況の把握 ・活動方針の決定・指示 ※ 消火・救助・救急(救護)活動 ⇒ 優先順位に基づく活動 (特に、街分の建物火災への消火活動)	【四万十町地域防災計画に基づく活動】 ・指揮命令の確立・安全確保 (町災対本部 厚生部 設置) ・活動拠点の確保 ・人員の確保 ・活動資機材の確保 ・通信手段の確保 ・連絡体制の構築 ①医療救護所(窪川・大正・十和)、②救護病院、③災害拠点病院、④消防署、⑤その他 ・情報収集(適宜、職員を派遣) ⇒ 町内の被害状況、医療情報(各医療救護所、救護病院、災害拠点病院等の被害状況、活動状況等)、消防署の状況等 ・活動方針の決定・指示 ⇒ 左記(「医療救護所(窪川)」参照) ※ 医療救護所(窪川)設置の可否等
1h～6h		【医療救護所の設置・運営】 ・トリアージの開始 ・医療救護活動の開始 ・後方医療機関(町内)への患者搬送 ・医師、薬剤師等の確保・受入 ・医薬品等の確保 ・町災対本部への報告 ⇒ 医療救護所設置及び活動状況等 ⇒ 県災対本部、医療支部等への報告 ・町災対本部への要請 ⇒ 医師等の確保、医薬品及び衛生材料等の確保、必要物品等の確保、患者搬送先の調整、搬送手段の確保、遺体対応等 ・情報収集(継続)	◆ 大正地区 【医療救護所の設置・運営】 ・トリアージの開始 ・医療救護活動の開始 ・後方医療機関(窪川)への患者搬送 ⇒ 基本的にトリアージ「黄」「赤」患者を搬送 ・医薬品等の確保 ・町災対本部への報告・要請 ・情報収集(継続) ◆ 十和地区 ・医療救護活動(診療)の開始 ・患者搬送(大正地区へ) ・大正地区との連絡体制の確立	・外部連携体制の整備及び情報収集・伝達(特に、町災対本部との連携体制整備) こうち医療ネット(EMIS)への入力、町災対本部への連絡、県医療支部(本部)への連絡 ・ライフライン維持・復旧(設備・システムの稼働等) 上水設備、下水設備(仮設トイレ、簡易トイレ等)、ガス設備、EV、医療システム及びシステム停止時の代替手段(紙カルテ・処方箋)の構築、緊急輸送車両確認標章の申請等 ・緊急医療(医療救護活動)の開始 トリアージの実施、患者への対応、災害対応カルテ体制の構築、医薬品処方・調剤 ・検査部門(医療基盤維持のための業務) 検体受付、検体処理、生化学検査、血液検査、検尿一般検査、血清検査、血液ガス検査、心電図検査、その他の検査、輸血等 ・中央材料部門・放射線部門・医事部門(医療基盤維持のための業務) ・調達(在庫確認・調達手段確保):燃料、飲料水・食糧、医薬品等、医療用ガス等 ・各種要請(医療支援チーム派遣要請を含む) ⇒ 町災対本部、県医療支部(本部)へ ・患者搬送の準備・搬送:救急車搬送/ヘリによる重症患者の広域搬送(災害拠点病院)搬送先との調整、搬送手段の確保、救急車動線の確保等	・町災対本部への報告(被害状況等) ・医療救護所への参集 (医薬品等の持参) ★医療救護所の医療救護活動への協力 ★慢性疾患患者対応(投薬所)への協力	・優先順位に基づく活動 ※ 消火・救助・救急(救護)活動 ・情報収集(被害状況等) ・非番員の参集 ・町災対本部への報告 ⇒ 被害状況、活動状況等 ⇒ 緊急消防援助隊の派遣要請等	【四万十町医療救護計画に基づく活動】 ・医療救護所の設置・運営 ⇒ 左記(「医療救護所(窪川)」参照) ・情報収集・整理 ①町災対本部 ②医療救護所(窪川・大正・十和)、救護病院、災害拠点病院等 ⇒ 人的・物的被害状況、医療情報等 ③県医療支部(本部)、他(消防等) ・情報伝達 上記①～③ ⇒ 医療救護所設置・活動状況等 ⇒ 各種要請等
6h～24h	【主要道路】 高速道路啓開 国道56号線啓開 窪川地区周辺道路啓開	・医療救護活動(継続) ・後方医療機関への患者搬送(継続) ・町災対本部からの情報収集(継続) ・町災対本部への報告等(継続) ⇒ 医療救護所活動状況 ⇒ 県医療支部・本部への各種要請 (医療支援チーム派遣、医薬品及び衛生材料等、患者受入先・搬送手段の確保等)	◆ 大正地区 ・医療救護活動(継続) ・後方医療機関への患者搬送(継続) ・町災対本部への報告・要請(継続) ◆ 十和地区 ・医療救護活動(継続) ・患者搬送(継続) ・大正地区との連絡(継続)	【医療救護活動の継続】 ・症状安定化のための治療(搬送) 移送対象者の選定、搬送先の選定、搬送手段の確保等 ・患者搬送の実施:救急車搬送/ヘリによる重症患者の広域搬送(災害拠点病院) ・勤務基盤の確保:非番者の安否確認・招集、仮眠スペースの確保、勤務体制(ローテーション)の検討、仮設シャワーや毛布等の確保、職員用飲料水・食糧の確保等 ・遺体対応:町災対本部との連携(問合せ対応、搬送手段・搬送先等) 仮安置場所の確保、死亡確認、死亡診断書作成、仮安置、引取手続、搬送等 ・食事:備蓄品の配布、飲料水・食糧の確保(炊出しを含む)、流動食・特殊食の確保、献立等 ・避難者・帰宅困難者対応:避難所への誘導や移動手段の確保等(町災対本部と連携) ・外来診療の一部再開:主に在宅要医療者(酸素療法患者、人工透析患者等)対応 ・DMAT受入準備・受入(災害拠点病院)及び医療支援チーム受入準備	・上記活動の継続	・上記活動の継続	【医療救護活動】(継続) ⇒ 左記(「医療救護所(窪川)」参照) ※ 患者受入先及び患者搬送の連絡調整 ※ 医療救護所設置の広域 【医療救護以外の活動】(継続) ・避難所・避難者情報の把握 (在宅酸素・人工透析患者等の在宅要医療者情報を含む) ・福祉避難所の開設準備
24h～48h	【津波の終息】 約24hごろ 【火災】 火災鎮火	・医療救護活動(継続) ⇒ 医療救護体制の再構築(ローテーション等) ・後方医療機関への患者搬送(継続) ・重症患者の広域搬送(圏域外) ・町災対本部からの情報収集(継続) ・町災対本部への報告等(継続) ・医療支援チームの受入準備	◆ 大正地区 ・上記活動の継続 ・医療支援チームの受入準備 ◆ 十和地区 ・上記活動の継続	・上記活動(情報収集・伝達を含む)の継続 ※ 外来診療の一部再開:主に在宅要医療者(インスリンや特殊薬剤が必要な患者を含む)等の急を要する外来診療の再開 ・入院患者の移動調整:病院間、病院と老健施設等間における患者移動の調整 ・DMAT・医療支援チームの受入:DMATは災害拠点病院に参集(救護病院へ派遣) ・人工透析患者への対応:県外搬送等の検討(受入先・搬送手段の確保、トリアージ等) ・マスコミ対応の検討:原則、院内の取材禁(町災対本部で対応)	・上記活動の継続	・上記活動の継続	【医療救護活動】(継続) ⇒ 左記(「医療救護所(窪川)」参照) ※ 重症患者の広域搬送の連絡調整 ※ 人工透析患者等の連絡調整 【医療救護以外の活動】(継続) ・災害時要配慮者情報の把握 ・福祉避難所の開設
48h～72h	【主要道路】 国道381号線大正地区啓開:5日以内、十和地区啓開:7日以内	・上記活動の継続 ・医療支援チームの受入	◆ 大正地区/十和地区 ・上記活動の継続 ・医療支援チームの受入(大正)	上記活動の継続 ・診療体制の安定化:職員勤務ローテーションの再構築、建物・設備の復旧、患者・職員用飲料水・食糧の安定供給及び医薬品や医療資機材等の安定供給の確保等	・上記活動の継続 ★医薬品二次集積所の運営 (医薬品等の管理・運営)への協力	・上記活動の継続	・上記活動の継続 ・保健衛生活動の準備 (受援体制整備に向けた準備)

